

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日 (火) 第3199号の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県契約規則の一部を改正する規則 (※)	(会計課取扱い) 1
告 示	
○鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正 (※)	(監理課取扱い) 1
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課取扱い) 2
教 育 委 員 会 規 則	
○鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 (※)	(総務福利課取扱い) 2
人 事 委 員 会 規 則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (※)	(総務課取扱い) 3
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (※)	(総務課取扱い) 6
○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則 の整備等に関する規則 (※)	(職員課取扱い) 6
○職務の級の標準的な職務の内容に関する規則を廃止する規則 (※)	(職員課取扱い) 11
○鹿児島県職員の退職管理に関する規則 (※)	(職員課取扱い) 11

## 規 則

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第18号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第39条第1項及び第2項並びに第44条第2項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県契約規則第39条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約(同日前に締結された契約を変更する契約を含む。)について適用する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第370号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号(鹿児島県建設工事請負契約書標準書式)の一部を

次のように改正し、平成28年 4 月 1 日から施行する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

建設工事請負契約書第34条の 2 第 8 項、第42条第 2 項及び第 3 項並びに第47条第 3 項中「年 2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

### 鹿児島県告示第371号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 土地区画整理組合の名称  
川内市権現原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成17年 9 月 9 日から平成29年 3 月 31日まで
- 3 施行地区  
薩摩川内市御陵下町字権現原、字権現脇及び字後田の各一部
- 4 事務所の所在地  
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 5 設立認可の年月日  
平成17年 9 月 2 日
- 6 変更認可の年月日  
平成28年 3 月 25 日

## 教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

### 鹿児島県教育委員会規則第10号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「課」を「課、室」に改め、同条第 1 項の表義務教育課の項中「特別支援教育係」を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に、同表の中欄に掲げる室を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課 名	室 名	係 名
義務教育課	特別支援教育室	特別支援教育係

第29条第 2 号中「の小中学校」を「の小中学校、義務教育学校」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 特別支援教育室においては、前項各号に掲げる事務のうち、特別支援教育に関する事務を分掌する。

第39条第 1 項の表中

本 庁	課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理する。
	係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
	課	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐する。

を

「	本 庁	課	課長	上司の命を受け、課の事務を処理する。
		室	室長	上司の命を受け、室の事務を処理する。
	課	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐する。	
	室	室長補佐	上司の命を受け、室長を補佐する。	

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第 3 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和36年人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「試験」を「競争試験」に、「第25条」を「第22条」に、「第26条」を「第23条」に、「第30条の 2」を「第27条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に、「第31条」を「第28条」に、「第33条」を「第30条」に、「第34条」を「第31条」に、「第36条」を「第33条」に改める。

第 2 条ただし書中「第30条の 2」を「第27条」に、「第34条及び第35条」を「第31条及び第32条」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 採用 法第15条の 2 に規定する採用をいう。
- (2) 昇任 法第15条の 2 に規定する昇任をいう。
- (3) 降任 法第15条の 2 に規定する降任をいう。
- (4) 転任 法第15条の 2 に規定する転任をいう。
- (5) 標準職務遂行能力 法第15条の 2 に規定する標準職務遂行能力をいう。

第 4 条第 1 項中「第26条、第27条又は第30条」を「第23条、第24条又は第27条」に、「競争試験（以下「試験」という。）」を「採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第 2 項中「勤務成績その他の能力の実証に基づいて行なうものとし」を「職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとし」に、「勤務成績その他の能力の実証に基づいて行なわなければならない」を「職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行わなければならない」に改める。

第 2 章の章名中「試験」を「競争試験」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「試験」を「採用試験」に改める。

第 6 条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第 1 項中「試験は、職務遂行の能力の有無及びその能力の順位」を「採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうか」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 人事評価

第 6 条第 1 項第 7 号中「職務遂行の能力」を「当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうか」に改め、同条第 2 項中「行なう」を「行う」に改める。

第7条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第1号及び第3号中「試験」を「採用試験」に改め、同項第5号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第8条第1項中「試験」を「採用試験」に改め、同条第2項を削る。

第9条を削る。

第10条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿」に改め、同条第1項中「名簿は、試験」を「人事委員会は、採用試験」に改め、「区分に応じて」の次に「採用候補者名簿（以下「名簿」という。）を」を加え、同条を第9条とする。

第11条第2項中「第13条」を「第12条」に、「第16条」を「第15条」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第17条」を「第16条」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第13条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第1号中「試験」を「採用試験」に改め、同条第2号中「受験」を「当該採用試験の受験」に、「試験」を「当該採用試験」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「任用」を「採用」に、「第23条」を「第20条」に改め、同条を同条第3号とし、同条を第12条とする。

第14条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第2号中「任用」を「採用」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「名簿から削除した任用候補者」を「それぞれ名簿から削除された採用候補者」に改め、同条第1号中「第14条第1号」を「第13条第1号」に、「に該当して」を「により」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「名簿に」を「当該名簿に」に改め、同条第2号中「第14条第2号」を「第13条第2号」に、「に該当して」を「により」に改め、同条第3号中「第14条第3号」を「第13条第3号」に、「に該当して」を「により」に、「該当するに至つた理由が消滅した」を「該当しなくなつた」に改め、同条第4号中「第14条第5号」を「第13条第5号」に、「に該当して」を「により」に、「名簿に」を「当該名簿に」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「あつたことを確認した場合」を「あつた場合」に、「誤りを発見した場合」を「誤りがあつた場合」に、「すみやかに名簿の訂正を行なう」を「速やかに当該名簿を訂正する」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項第1号中「当該」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「当該名簿の対象となる」を「名簿をその対象となつている」に改め、同条を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条を第16条とする。

第18条中「任命しようとする」を「採用しようとする」に、「採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者」を「名簿からの採用候補者」に改め、同条を第17条とする。

第19条の見出し中「正規」を「採用候補者」に改め、同条第1項中「人事委員会は」を「人事委員会に」に、「任用候補者の」を「採用候補者の」に、「当該名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順に」を「当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「正規の提示数に満たない」を「採用すべき者の数よりも少ない」に、「職務遂行に必要な資格要件」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「、前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて、正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第3項中「職務遂行に必要な資格要件」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「、正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条を第18条とする。

第20条及び第21条を削る。

第22条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「当該任用」を「当該採用」に改め、「以内に、」の次に「その旨を」を加え、「を附記した書面をもつてその旨を」を「とともに書面で」に改め、同条第2項中「届」を「届出」に、

「すみやかに」を「速やかに」に、同条第3項中「届」を「届出」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第19条とする。

第23条の見出し中「任用」を「採用」に改め、「辞退による」の次に「採用候補者の」を加え、同条中「志望する条件にかなった提示ができるまで当該任用候補者」を「志望にかなった提示ができるまで、前条第3項の規定にかかわらず、当該採用候補者」に改め、同条第1号中「病気」を「疾病」に改め、同条第2号中「任用」を「採用」に改め、同条第3号中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第20条とする。

第24条を削る。

第25条中「前条の規定による選択の結果については、すみやかに」を「提示された採用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該選択の結果について、速やかに」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（昇任試験の準用）

第22条 第5条から第7条第1項及び第8条から第21条までの規定は、第4条に規定する昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）を実施する場合について準用する。この場合において、第7条第1項中「新聞への掲載その他」とあるのは「受験資格を有するすべての職員に、受験に必要な事項を周知させることができるように」と、第9条中「採用候補者名簿」とあるのは「昇任候補者名簿」と、第12条中「採用を」とあるのは「昇任を」と、第12条から第15条まで及び第17条から第21条までの規定中「採用候補者」とあるのは「昇任候補者」と、第13条中「採用」とあるのは「昇任」と、第17条中「採用し」とあるのは「昇任させ」と、第18条中「採用すべき者」とあるのは「昇任させるべき者」と、第19条中「採用」とあるのは「昇任」と、第20条中「採用されるべき職」とあるのは「昇任させるべき職」と読み替えるものとする。

- 2 昇任試験の告知の内容は、採用試験の告知の内容に準じて人事委員会が定める。
- 3 人事委員会は、必要があると認めるときは、昇任試験を受けることができる職員の範囲に関して特別の定めをすることがある。
- 4 人事委員会は、昇任候補者が職員としての地位を失ったときは、これを昇任候補者名簿から削除するものとする。

第26条第1号中「組織上の職」の次に「（組織上の地位が係長又はこれに準ずるもの以上の職をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「国の試験」を「国の採用試験」に、「当該試験」を「当該採用試験」に改め、「選考に係る職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第3号中「任用されている職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第4号中「任用されていた職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第5号中「試験」を「採用試験」に改め、同条第6号中「試験」を「競争試験」に改め、同条を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加え、同条を第23条とする。

（6） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）法第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

（7） 鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鹿児島県条例第61号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

第27条第3号中「国の試験」を「国の昇任試験」に、「当該試験」を「当該昇任試験」に改め、「選考に係る職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第4号中「任用されていた職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第5号中「試験」を「競争試験」に改め、同条を第24条とする。

第28条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「当該職の職務遂行の能力の有無」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうか」に改め、同条を第25条とし、第29条を第26条とする。

第30条中「第27条、第28条第2項」を「第24条、第25条第2項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第27条とする。

第30条の2を削る。

第4章の章名中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第31条の見出し及び同条中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条を第28条とする。

第32条中「行なう」を「行う」に改め、同条第3号中「任用候補者の提示」を「採用候補者又は昇任候補者の提示」に、「適当な任用候補者」を「適当な採用候補者若しくは昇任候補者」に、「若しくは正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合」を「の通知を受けた場合、採用候補者若しくは昇任候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合」に、「当該任用」を「当該採用若しくは昇任」に、「適当な候補者」を「適当な採用候補者若しくは昇任候補者」に改め、同条を第29条とする。

第33条中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第30条とする。

第34条第1項第4号中「第26条第2号から第6号まで」を「第23条第2号から第8号まで」に、「第27条第2号から第5号まで」を「第24条第2号から第5号まで」に改め、同項第5号中「第30条各号」を「第27条各号」に改め、同項第7号中「第32条及び第33条」を「第29条及び第30条」に改め、同条第2項中「試験、選考」を「採用試験、昇任試験、選考」に、「試験の」を「採用試験及び昇任試験の」に改め、同条第3項中「試験及び」を「採用試験、昇任試験及び」に改め、同条を第31条とする。

第35条中「試験」を「採用試験」に改め、同条を第32条とし、第36条を第33条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

#### 鹿児島県人事委員会規則第4号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「一般社団法人九州観光推進機構」を「一般社団法人九州観光推進機構  
一般社団法人グリーンファイナンス推進  
機構」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

#### 鹿児島県人事委員会規則第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

（鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則（昭和26年鹿児島県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3月」に改め、「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

（鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部改正）

第2条 鹿児島県地方警察職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則（昭和29年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「60日」を「3月」に改める。

（勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

第3条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「行なう」を「行う」に、「不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年鹿児島県人事委員会規則第1号）」を「不利益処分についての審査請求に関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第1号）」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

（鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部改正）

第4条 鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則（昭和51年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第11号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「，決定」を削る。

第8条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条第7号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「，決定」を削る。

第14条第8号及び第9号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第10号ア及び同号エ中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第3項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第5条 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成7年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正）

第6条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条—第49条」を「第35条—第51条」に、「第50条—第53条」を「第52条—第55条」に、「第54条」を「第56条」に、「判定（第55条—第58条）」を「裁決（第57条—第60条）」に、「第59条—第62条」を「第61条—第64条」に、「第63条—第65条」を「第65条—第67条」に、「第66条」を「第68条」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第3条中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

「第2章 不服申立て」を「第2章 審査請求」に改める。

第4条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条の見出しを「（審査請求書）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第8号から第10号までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項に次の1号を加える。

(1) 法第49条の3に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第7条第2項に規定する正当な理由

第5条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第6条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分並びに第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号中「法第49条の3に規定する期間」を「審査請求期間」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項

第4号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第5号及び第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「その提出期限後」を「審査請求期間経過後」に、「天災その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同条第3項中「不服申立書を郵便で提出した」を「審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第65条第1項において「郵便等」という。）で提出された」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に、「郵送」を「送付」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条及び第9条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第10条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項及び第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「により不服申立て」を「により審査請求」に、「不服申立受継申立書」を「審査請求受継申立書」に、「不服申立て手続」を「審査請求手続」に改め、同条第2項中「不服申立人にあてて」を「審査請求人に宛てて」に改める。

第12条及び第13条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号及び第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第5号中「不服申立人が不服申立て」を「審査請求人が審査請求」に改め、同項第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第34条第2項（第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理が終了されたとき。

第14条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「又は代表者を」を「又は」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項及び第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第6項本文中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第16条第2項及び第4項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第18条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第30条を削る。

第29条第1項中「ともに」を「共に」に改め、同条第3項中「第22条、第23条、第25条から第27条まで、第30条、第31条、第36条、第37条第2項及び第3項、第38条、第39条、第45条第2項及び第3項」を「第23条、第24条、第26条から第28条まで、第31条、第37条、第38条第2項及び第3項、第39条、第40条、第47条第2項及び第3項」に改め、同条を第30条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第25条とする。

第23条第1項中「ともに」を「共に」に改め、同条第3項中「指定しなければ」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければ」に改め、同条を第24条とする。

第22条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第1項中「当事者に」を「指定し、かつ、当事者にこれらを」に改め、同条を第23条とする。

第21条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「ともに」を「共に」に改め、同条を第22条とする。



第20条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「ともに」を「共に」に改め、同条を第21条とし、第5章第1節中同条の前に次の1条を加える。

（審理の計画的進行）

第20条 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第31条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第1項中「その指揮に従わない者の発言を禁止する」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改める。

第33条第1項中「人事委員会は、」の次に「次条第1項の規定に基づき」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第66条中「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、同条を第68条とする。

第65条第3号中「前号」を「前2号」に、「判定」を「裁決」に改め、同条を第67条とし、第64条を第66条とする。

第63条第1項中「郵送」を「郵便等」に改め、同条を第65条とする。

第62条中「第50条第1項」を「第52条第1項」に、「第59条第1項」を「第61条第1項各号」に、「第7条第1項第3号」を「同項第3号並びに同条第2項及び第3項」に、「法第49条の3」を「審査請求期間」に、「第59条第2項」を「第61条第2項に定める期間」に、「第55条第1項第2号」を「第57条第1項第2号」に、「判定」を「裁決」に改め、同条を第64条とする。

第61条中「判定」を「裁決」に、「第59条第1項」を「第61条第1項」に改め、同条を第63条とし、第60条を第62条とする。

第59条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項並びに同条第3項第2号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項第3号中「判定の」を「裁決の」に、「判定書」を「裁決書」に改め、同条を第61条とする。

第58条の見出し及び同条中「判定書」を「裁決書」に改め、同条を第60条とする。

第57条の見出し中「判定」を「裁決」に改め、同条中「判定の」を「裁決の」に、「判定書」を「裁決書」に、「代理人」を「当事者の指定する代理人」に、「判定に」を「裁決に」に改め、同条を第59条とする。

第56条の見出し中「判定」を「裁決」に改め、同条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第58条とする。

第55条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第1項中「判定」を「裁決」に改め、同項各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同項第4号中「判定」を「裁決」に改め、同条を第57条とする。

「第8章 判定」を「第8章 裁決」に改める。

第54条を第56条とする。

第53条中「第24条、第25条、第27条、第30条、第32条及び前章第2節（第35条、第43条（第45条において準用する場合も含む。）、第48条第2項及び第49条第3項）」を「第20条、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第31条、第32条、第34条及び前章第2節（第36条、第44条（第47条において準用する場合も含む。）、第45条、第50条第2項及び第51条第3項）」に、「第25条」を「第24条第1項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」と、第26条」に、「第27条第1項」を「第28条第1項」に、「第49条第1項中「考慮し、第22条第1項の規定により通知した場所において証言等又は証拠書類の提出を求めることが適切でない」と認めるときは、当事者の意見を聞き」とあるのは「考慮し」を「第29条中「当事者の一方又は双方」とあるのは「審査請求人又は処分者」と、第34条第2項第1号中「又は第26条に規定する書面がこれらの規定」とあるのは「が同項」と、「これらの書面」とあるのは「当該反論書」と、第51条第1項中「ときは、当事者の意見を聞き」とあるのは「ときは」に改め、同条を第55条とし、第52条を第54条とし、第51条を第53条とする。

第50条第1項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第2号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第3号中「第21条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条を第52条とする。

第49条第1項中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第51条とし、第46条から第48条までを2条ずつ繰り下げる。

第45条第4項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改め、同条第5項中「第43条第2項、第3項及び第4項」を「第44条第2項から第4項まで」に、「第37条第3項」を「第38条第3項」に改め、同条を第47条とし、第44条を第46条とし、第43条を第44条とし、同条の次に次の1条を加える。

（証人の遮蔽の措置）

第45条 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 前項の措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第42条を第43条とし、第39条から第41条までを1条ずつ繰り下げる。

第38条第3項中「人事委員会は、」の次に「証拠調べの申立てが前項に定める方式によらない場合、」を加え、「認める場合」を「認める場合又は申立てが故意若しくは重大な過失により時機に遅れてなされ、その証拠調べにより審理の進行が著しく遅延すると認める場合」に改め、同条を第39条とし、第37条を第38条とする。

第36条第2項中「立証趣旨が明らかでない証拠資料について」を「前項の規定による証拠資料の提出が故意若しくは重大な過失により時機に遅れてなされ、当該証拠資料の調査により審理の進行が著しく遅延すると認める場合又は立証趣旨が明らかでない場合」に改め、同条を第37条とし、第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第5章第1節中第33条の次に次の1条を加える。

（審理の終了）

第34条 人事委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 審査請求人から第25条第2項に規定する反論書又は第26条に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 人事委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第7条 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 職員の懲戒その他その意に反する処分についての不服申立てであつて第6条の規定による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

職務の級の標準的な職務の内容に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第 6 号

職務の級の標準的な職務の内容に関する規則を廃止する規則

職務の級の標準的な職務の内容に関する規則（昭和60年鹿児島県人事委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第 7 号

鹿児島県職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の 2 及び第60条第 4 号から第 7 号まで並びに鹿児島県職員の退職管理に関する条例（平成28年鹿児島県条例第12号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、職員の退職管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第 3 条 法第38条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第 4 条 法第38条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (4) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等

（退職手当通算予定職員）

第 5 条 法第38条の 2 第 3 項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法

人に使用される者となるため退職する時に鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第10条又は鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例（昭和29年鹿児島県条例第37号）第2条においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）別表第1及び別表第1の2に掲げる職（知事公室長，部長，総務部県民生活局長，商工労働水産部観光交流局長及び危機管理局長を除く。）
- (2) 会計管理者
- (3) 県立短期大学長
- (4) 警察本部長及び警察本部の部長（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項の地方警務官である場合には，同法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官に限る。）
- (5) 県立病院局長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは，再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは，再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは，地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人並びに公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）別表第1から別表第3までに掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は，法令に違反する事実がある場合において，その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに，当該処分をする権限を有する行政庁に対し，その旨を申し出て，当該処分を求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は，同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気，ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手續）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）

を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第14条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員の給料の特別調整額に関する規則別表第2及び別表第3に掲げる職（内部組織の長等の職を除く。）
- (2) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長
- (3) 鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第7号）別表第1及び別表第2に掲げる職（内部組織の長等の職を除く。）
- (4) 特定地方警務官が就いている職（内部組織の長等の職を除く。）
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表5号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (6) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表4号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (7) 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）別表第7に掲げる職（内部組織の長等の職を除く。）

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合にお

ける当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給料の特別調整額に関する規則別表第1から別表第3までに掲げる職
- (2) 県立短期大学長
- (3) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長
- (4) 鹿児島県地方警察職員の給料の特別調整額に関する規則別表第1及び別表第2に掲げる職
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表5号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (6) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表4号給の給料月額以上の給料を受けるものが就いている職
- (7) 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程別表第7に掲げる職（医療職給料表（一）の適用を受ける職員が就いているものを除く。）

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。